

安心な仕組みに

やがて必ず訪れる長い老後の収入確保を約束してくれる公的年金制度。現在の少子高齢化社会はこの給付と負担のバランスを崩し、これまでの仕組みに大きな不安を与えています。そこで、この制度を将来にわたって安定・安心できるものとするため、抜本的な見直しが行われました。

少子高齢化と年金制度改正

公的年金制度は、老後の生活を支えるものとして大変重要な役割を果たしています。しかし、急速な少子高齢化による労働人口の減少と年金支給額の増加は、制度存続に大きな影響を及ぼしています。

このままでは、国民年金保険料を支払う現役世代の負担増加や年金支給額の減少など、わたしたちにとって不安だらけの制度となってしまう。そこで、将来の給付水準を確保するため、年金を支える力と給付のバランスを取るための見直しが行われました。

また、多様化する市民生活に対応するため、保険料の納付猶予や割引制度などの改正も併せて行われました。



改正のポイント

1

給付と負担のバランス

保険料が月額13,580円に

これまでは、賃金や物価の変動によって年金の受取額を変更し、それに合わせて保険料負担を決めてきましたが、このまま少子高齢化による労働人口の減少が進めば、個人の負担額を急速に増やさ

なければならなくなります。

そこで今回の改正では、負担水準(保険料額)の上昇を極力抑えながら、将来の保険料水準の上限を決めて固定することになりました。(下表)

これにより4月から平成18年3月までの保険料は月額13,580円となります。また、平成17、18年度まで、毎年280円引き上げられる予定となっています。

(注)引き上げ額は、今後の賃金上昇率により変化します。

これまでは

給付を決めてから

賃金や物価の変動で、給付水準を設定(物価スライド制等)

負担を決める

負担水準(保険料額)を設定

そこで、今回の改正で

負担を決めてから

負担水準(保険料額)の上昇を極力抑えて、将来の保険料水準の上限を決めて固定
一方で
基礎年金の国の負担を、1/3から1/2へ引き上げ

給付を決める

負担に応じた給付水準を設定
社会全体の保険料負担能力(賃金・物価の変動と少子高齢化による支え手である労働者人口の減少)を勘案...マクロ経済スライド制

均衡

国民年金保険料月額 (平成16年度価格)

| 年度 | 保険料月額 | 年度 | 保険料月額 |
|--------|---------|----------|---------|
| 現行 | 13,300円 | 平成23年度 | 15,260円 |
| 平成17年度 | 13,580円 | 平成24年度 | 15,540円 |
| 平成18年度 | 13,860円 | 平成25年度 | 15,820円 |
| 平成19年度 | 14,140円 | 平成26年度 | 16,100円 |
| 平成20年度 | 14,420円 | 平成27年度 | 16,380円 |
| 平成21年度 | 14,700円 | 平成28年度 | 16,660円 |
| 平成22年度 | 14,980円 | 平成29年度以後 | 16,900円 |

「平成16年度価格」とは、平成16年度時点の賃金水準を基準として価格表示したものです。よって実際の保険料額は、平成16年度以降の賃金の変動に応じて改定した額となります。



改正のポイント

2

多様化する生活に対応

口座振替割引制度の充実

保険料の支払いを口座振替にするとよりお得です

平成17年度分の保険料を一括して前納すると、現金払いでは、890円の割引、口座振替では、3,420円の割引となります。530円のお得となります。

現金払いでの前納は、4月に郵送されてくる納付書で、4月30日(こじは30日が休日のため5月2日(月)までに金融機関などの窓口での支払いが可能です。

月々の口座振替に早割(当月保険料の当月未引き落とし)制度ができました

口座振替を早割にすると40円の割引となります。早割制度を申し込むと翌月末の初回の口座振替で2カ月分の保険料(従前の保険料と40円引きされた保険料)が引落とすとなり、その後の毎月の保険料が40円割引となります。

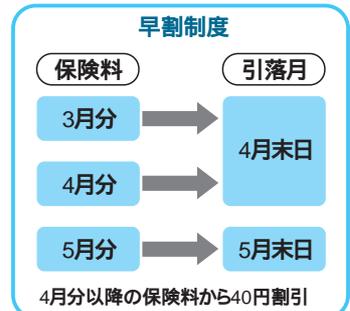
なお、保険料の半額免除の承認を受けている人の口座振替は、通常の口座振替での申し込みとなります。

さらに安定



早割のイメージ図

平成17年4月から開始の場合



4月分以降の保険料から40円割引
口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

若年者納付猶予制度の導入

20歳代の人は、本人(配偶者を含む)の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。

仮に、障がいや死亡といった不慮の事態が生じたときに、その月の前々月以前の1年間に保険料の滞納があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れない場合がありますが、この若年者納付猶予制度の承認を受けている期間中は、滞納の扱いとはなりませんので万一のときでも安心です。

また、満額の老齢年金を受け取るために、その後10年間のうちに保険料を納付することができません。なお、2年以上経過後は保険料に一定の加算がかかります。

第3号被保険者の特例実施

第3号被保険者(厚生年金保険などに加入する人の被扶養配偶者)の

若年者納付猶予制度の対象となる年収の目安

| | 平成17年度の基準 |
|--------------|-----------|
| 4人世帯(夫婦・子2人) | 258万円 |
| 2人世帯(夫婦のみ) | 157万円 |
| 単身世帯 | 122万円 |

本人だけでなく、配偶者も基準に該当していることが必要です。
4人世帯、2人世帯は、夫か妻のどちらかのみ所得(収入)がある世帯の場合です。

届け出の特例が認められます。

第3号被保険者の届け出が遅れたときには、2年前まではさかのぼって第3号被保険者の期間となりますが、それ以前の期間は、「保険料未納の取り扱い」となっていました。

今回の改正では、特例の届け出をすることにより、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができるようになります。

なお、

平成17年3月までに第3号の届け出があり、



社会保険庁において第3号に該当していながら、保険料未納の取り扱いとなっていると把握している期間については、届け出の必要はありません。

該当する人については、既に特例の届け出も行われているものとみなして、自動的に保険料納付済みの期間への変更が行われ、社会保険庁から平成17年4月下旬に通知があります。

特別障害給付金制度の新設

この制度は、特別な事情により障害基礎年金などを受給していない障がい者に対しての福祉的措置として給付金の支給を行う制度で、対象者は次のような人です。

- ・平成3年3月以前の国民年金任意加入対象であった学生または、昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった厚生年金保険などに加入していた人の配偶者で、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障がいの状態にある人

請求書の受け付けは、4月1日から保険年金課で行います。給付金の支給は、請求書を受け付けた月の翌月からとなりますので、5月分から受け取るためには4月中

に請求書を提出してください。
なお、収入や年金受給の状況により支給が制限されることがあります。

くわしくは、千葉社会保険事務局佐原事務所(左図)へお問い合わせください。

千葉社会保険事務局 佐原事務所
〒287-8585 佐原市佐原口2116-1

国民年金の加入・保険料納付など
☎ 0478 55-0145・1661

国民年金・厚生年金の請求・受給諸手続き
☎ 0478 55-8887